

株式会社NTTドコモから提出された 四半期報告の概要及び確認の結果

**令和 2 年度第 2 四半期
(令和 2 年 7 月～令和 2 年 9 月)**

この資料は、第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（以下「開設指針」という。）に基づき、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）から提出された四半期報告の概要を確認の結果とともに公表するものである。

※第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画（3,400MHzを超える3,480MHz以下の周波数を使用する特定基地局）の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）に関する四半期報告。

<報告概要>

1 サービスの状況

特定基地局によるサービスについては、当初の計画どおり令和2年1月から開始している。

2 特定基地局の整備計画

	今四半期の実績値	計画値（令和2年度末）
特定基地局数	184局	1,003局
特定基地局の人口カバー率	0.2%	5.7%
高度特定基地局の開設数	140局	400局

3 安全・信頼性を確保するための対策

人為ミスの防止対策、設備容量の確保対策、ソフトウェアバグの防止対策、及びその他対策の観点について、開設計画どおり取り組んでいる。

4 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

MVNOについて、NTTドコモと直接契約をしている事業者（以下「契約事業者」という。）の総数は39者※である。

※ただし、NTTドコモとの直接契約ではなく、契約事業者からの再卸により利用している事業者（以下「再卸先事業者」という。）が存在しているため、NTTドコモのネットワークを利用しているMVNOは39者に限らないことを考慮する必要がある。（「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（令和2年5月最終改定）に基づき、MNOはMVNOと契約している具体的顧客名について一般的に聴取する理由がないとされているため、NTTドコモでは再卸先事業者に関する情報を把握していない。）

5 混信等の防止に関する事項

認定開設者2者において以下のとおり実施している。

<既設の無線局等との混信防止>

- ・認定開設者間で合意した宇宙無線通信の業務を行う地球局との混信防止・周波数共用に関する協議方針に基づき、宇宙無線通信の業務を行う既存無線局の免許人（衛星通信事業者）と下記の事項を実施。
 - 衛星通信事業者8者と共に条件等について合意書を締結。

6 電波の能率的な利用の確保

	今四半期の実績値	計画値（令和2年度末）
指定済周波数を使用する基地局数	85,747局	80,790局
指定済周波数を使用する基地局の人口カバー率	99.9%	99.9%
4G基地局の開設数	59,668局	53,393局
4G基地局の人口カバー率	98.5%	97.8%
特定基地局又は指定済周波数によるエリア外人口の解消数	3,560人	2,004人
特定基地局又は指定済周波数による面積カバー率	60.4%	59.8%

7 その他

特記事項はない。

<確認結果>

開設指針及び開設計画に基づき適切に実施されていることを確認した。